知的財産・標準化ポリシー

制 定 平成28年10月1日最終改正 令和6年3月28日国 立 研 究 開 発 法 人産 業 技 術 総 合 研 究 所

1. 本ポリシーについて

本ポリシーは、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)が知的財産・標準化活動を推進していくうえで、基本となる考え方及び 取組の方針を定めたものである。

2. 知的財産活動及び標準化活動の基本となる考え方

産総研は、第5期中長期目標において規定された産総研のミッション「世界に先駆けた社会課題の解決と経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションの創出」を実現するため、令和5年4月に成果活用等支援法人である(株)AIST Solutions (以下「AISol」という。)を設立し、産総研とAISolが産総研グループとして一丸となり産総研の研究及び開発等の成果(以下「研究成果」という。)の社会実装に向けた取組みを強力に進めている。

産総研グループが、社会課題の解決及び産業競争力の強化に向けた取組みを進めていく上で、知的財産及び標準化はいずれも重要なツールである。

ここで、知的財産とは、研究成果を財産として具体化し、かつ社会に信用を 与えるためのものであり、もって研究成果を社会に還元するためのツールであ る。

標準化とは市場における共通ルールを定める活動であり、既存の市場において、あるいは新規に市場を創造して、優れた製品やサービスの普及が進む環境を整えるものであり、研究成果の社会実装を加速するツールである。

産総研グループは、知的財産及び標準化を活用し、AISolの機動力を用いて 新たな連携や事業を創出することで、社会課題の解決及び産業競争力強化への 貢献を拡大していく。

3. 知的財産についての取組方針

産総研グループは、そのミッションである、社会課題の解決及び産業競争力の強化に向けた貢献を最大化すべく、有用な知的財産をできるだけ多く創出するとともに、それを適切に権利化・保護し、最大限有効に活用する。

(1) 知的財産の創出

産総研グループが社会課題の解決や日本の産業競争力の強化に貢献していくためには、産総研で開発した技術が製品やサービスなどに導入され、それによって社会課題解決を先導する、世界市場においてシェアが拡大する、というケースをできるだけ増やすことが重要である。

そのためには、有用性が高く、差別化された技術をできるだけ多く開発することが重要であり、特許調査など先行技術調査を十分に行った上で、適切に研究開発ターゲットを設定する。研究成果が得られた場合に迅速に社会実装が進むよう、研究の初期の段階から企業による製品化など社会実装の姿やそれを踏まえた権利化のあり方を念頭に置いて、必要なデータを取得するなど、戦略的に研究開発を進める。

(2) 知的財産の保護

産総研グループが産業競争力の強化に貢献していくためには、産総研で開発した技術が日本企業の製品やサービスなどに導入され、それによって売り上げ・利益の拡大につながることが重要である。その際、経済安全保障の強化に貢献するという観点も重要である。

したがって、産総研で開発した技術のうち、こうした形で競争力強化に寄与することが期待される技術については、特許等による権利化、あるいはノウハウ化等により適切に保護・管理し、企業に活用されるようにするとともに、海外企業などに模倣されない・できるだけ類似の技術が開発・実用化されないようにしていく。その際、その効果が最大となるよう、複数の知財を組合せて知的財産アセットという形で構築するなどの工夫を図る。

他方で、産総研で開発する技術の中には、分析・測定方法など、論文や規格等を通じて周知され広く活用されることで、日本製品が世界で適正に評価されるようにして競争力強化に寄与するものや、社会課題解決に貢献するといったものもある。こうしたものについては、どういった形で社会実装されるのが最も社会課題の解決・産業競争力の強化に貢献するかを考慮し、それに向けて適切な形で保護・管理を図る。

(3) 知的財産の活用

産総研が創出した特許・ノウハウ等の知的財産は、できるだけ迅速かつ最適な形で広く活用され社会実装されるようライセンス等を進め、社会課題の解決及び産業競争力の強化への貢献が最大化するようにしていくことが重要である。

産総研グループとして、こうした活動を迅速かつ効率的に進めるため、知的 財産のライセンス等については、AISolが中心となって進める。 知的財産のライセンス等は、社会課題の解決及び産業競争力の強化への貢献が最大化するように進めることが重要であり、その業界の状況や各企業が有する技術との連携可能性等を踏まえ、独占的なライセンスを行うかどうかも含めて最適な方法で進める。 (競争力強化への貢献を最大化する観点から、周辺技術の開発・権利化や譲受等により、産総研のコア知的財産の強化を図るという工夫もあり得る。)

知的財産のライセンス料の設定においては、産総研の知的財産が公共性の高い財産であること、ライセンス収入を活用して産総研の研究活動のさらなる拡大を進めることが重要であること、及び日本企業の競争力強化を目的とすること等を考慮し、価値ベースで適正な価格を設定することが適当である。ライセンス活動等はAISolが中心となって行うが、AISolは、知的財産の積極的活用により実現した成果につき、認可基準*を踏まえ、成果活用等支援法人として資金面において産総研の研究活動の活性化に寄与する。

また、AISolは、産総研の研究成果の社会実装のさらなる拡大に向け、グローバルな知的財産動向を把握し、日本企業の海外展開支援など、海外事業展開を推進する。

- ※科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第 三十四条の六第一項第三号に掲げる者(成果活用促進事業を行う者)に対する出資に関する認可基準 経済産業大臣決定 令和4年10月18日(抄)
 - 一 ト 研究開発の成果の民間事業者への移転等を通じ、資金面において研究活動の活性 化に寄与するため、その収益を研究者等のみならず研究開発法人に対しても寄附その 他の方法により一定割合を還流するよう努めること。研究開発法人及びその研究者等 に対する収益の配分及び還流の方法について広く公表すること。

4. 標準化についての取組方針

産総研グループは、社会課題の解決や経済成長・産業競争力の強化に貢献するため、研究成果の効果的かつ迅速な社会実装に向けた標準化活動を推進するとともに、社会課題の解決に資する標準化(環境、安全、福祉等)や産業基盤の強化に資する標準化(用語、量・単位等)に取り組む。また、日本の優れた製品・サービスが、世界市場で正当に評価され、さらには、国際的に大きなシェアを獲得できるよう、産業界と一体となり、国際標準化活動を推進する。

標準化機関等による規格のみならず、業界のガイドライン等、様々な形でのルール形成に取り組む。また標準化の重要性について理解を深めるため、標準化活動の外部発信にも積極的に取り組む。

(1)標準化戦略の策定・実施

産総研は、研究の開始段階から、その成果の社会実装に標準化が有効であるか を検討し、それが有効と考えられる場合には、研究の遂行と並行して、どのよう な標準化が適当か、また、適合性評価制度の導入が望ましいかなどを検討すると ともに、必要なデータの取得等を進める。

また、社会課題の解決に資する標準化(環境、安全、福祉等)、産業基盤の強化に資する標準化(用語、量・単位等)及び産業競争力強化に資する標準化(性能評価方法等)に対するニーズの把握に努め、産総研が有する知見等を活用して貢献できると考えられる場合には、積極的にその標準化に向けた取組みを進める。必要に応じその実現に必要な研究を進めるとともに、関係府省、産業界(規格を使用する企業及び工業会・コンソーシアム等の各種団体)や関係団体等と密に連携して、どのような標準化が適当かを検討・具体化するとともに、その効果的な活用に向けて適合性評価制度の導入の必要性等を検討する。

(2)標準化の推進

上述(1)で検討した方針に基づき、必要に応じて産業界等と密に連携し、標準化機関等への標準化提案や、合意形成などを進める。

国際標準化においては、戦略的な提案や適切な交渉など、国際標準化機関における経験や人的ネットワークが合意形成に重要となるケースもある。引き続き、産総研の職員が日本代表として国際標準化機関における技術委員会等に積極的に参画するとともに、議長などの重要なポストを獲得できるよう努める。

また、必要に応じ、国内外の研究機関等と協力し、国際規格の制定、提案・審議に向けた共同試験等を実施する。

(3)標準の活用

研究成果の社会実装による社会課題の解決及び産業競争力の強化に貢献することが産総研のミッションであることを念頭に置いて、産業界等と適切に連携を図り、標準化の成果である規格等の普及に向けた取組みを推進する。その際、試験や認証等による適合性評価制度の活用を検討する。適合性評価制度の活用が重要と考えられる場合には、産総研グループとして産業界等と連携して制度を設計し、適合性評価制度の社会実装を支援する。これらによって、標準化の成果を、そのメリットである市場拡大・市場創造の実現に速やかにつなげる。

5. 人材の育成・確保等

産総研グループにおいて研究開発や社会実装等に携わるすべての職員が、知的 財産や標準化をツールとして効果的に活用できるよう、内部でのセミナー・研修 の開催や外部研修への参加支援等を行い、職員等が必要な知識を習得し、また実 務を習熟することができるように取り組む。

あわせて、知的財産や標準化に関する知見と研究開発・社会実装に関する知見とを有する専門家を継続的に育成する。そうした者を知財オフィサー(IPO)、標準化オフィサー(SO)とし、それらを統括するチーフ知財オフィサー(CIPO)、チーフ標準化オフィサー(CSO)を配置することで、知的財産と標準化を活用した研究戦略の策定及びその実施を総合的に支援する。

以上